

時価情報

時価情報（第159期中（2022年4月1日から2022年9月30日まで））

■有価証券関係

1.満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		2022年9月期（2022年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	3,635	3,637	2
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	小計	3,635	3,637	2
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	14,250	14,189	△60
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	小計	14,250	14,189	△60
合計	17,885	17,826	△58	

2.その他有価証券

(単位：百万円)

		2022年9月期（2022年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,666	827	839
	債券	27,374	26,743	630
	国債	4,658	4,104	554
	地方債	19,392	19,340	52
	社債	3,322	3,299	23
	その他	1,011	963	47
	外国債券	—	—	—
小計	30,052	28,534	1,518	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,997	2,410	△412
	債券	57,657	58,298	△640
	国債	9,761	9,958	△196
	地方債	44,332	44,738	△405
	社債	3,563	3,601	△38
	その他	12,394	13,179	△785
	外国債券	3,019	3,164	△144
小計	72,050	73,888	△1,838	
合計	102,102	102,423	△320	

(注) 市場価格のない株式等については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.減損処理を行った有価証券

売却目的の有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間においては、減損処理を行っておりません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「著しく下落した」と見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的な根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見込みはないものとし、評価差損の減損処理を行っております。

■金銭の信託関係

1.満期保有目的の金銭の信託

(2022年9月30日現在)

満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。

2.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

(2022年9月30日現在)

その他の金銭の信託は保有しておりません。

■その他有価証券評価差額金

2022年9月期中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	2022年9月期（2022年9月30日現在）
評価差額	△320
その他有価証券	△320
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	97
その他有価証券評価差額金	△223

時価情報

時価情報（第158期中（2021年4月1日から2021年9月30日まで））

■有価証券関係

1. 満期保有目的の債券

（単位：百万円）

		2021年9月期（2021年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	11,275	11,307	31
	その他	—	—	—
	小計	11,275	11,307	31
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	5,888	5,869	△18
	その他	—	—	—
	小計	5,888	5,869	△18
合計		17,163	17,177	13

2. その他の有価証券

（単位：百万円）

		2021年9月期（2021年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,770	977	793
	債券	68,269	67,137	1,131
	国債	8,781	7,999	782
	地方債	52,677	52,397	280
	短期社債	—	—	—
	社債	6,809	6,741	68
	その他	9,076	8,653	423
小計	79,116	76,769	2,347	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,425	2,492	△1,067
	債券	20,775	20,820	△44
	国債	1,992	2,030	△37
	地方債	15,592	15,597	△4
	短期社債	—	—	—
	社債	3,190	3,192	△1
	その他	3,054	3,109	△54
小計	25,255	26,422	△1,166	
合計		104,372	103,191	1,181

（注）市場価格のない株式等については、上表の「その他の有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

売却目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間においては、減損処理を行っておりません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「著しく下落した」と見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的な根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見込みはないものとし、評価差損の減損処理を行っております。

■金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

（2021年9月30日現在）

満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

（2021年9月30日現在）

その他の金銭の信託は保有しておりません。

■その他有価証券評価差額金

2021年9月期中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	2021年9月期（2021年9月30日現在）
評価差額	1,181
その他有価証券	1,181
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	359
その他有価証券評価差額金	821